

8－1 課税状況

(1) 課税状況

区 分	課				税		控 除				課 税 実 数		免 税	
	一 般 税 率 適 用		特 例 税 率 適 用		計		酒税法 〔 第30条第1項、 第2項及び第3項 〕		災 害 減 免 法 〔第7条第1項〕				未納税移出	輸出免税
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量
清 酒	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL X	kL X
合 成 清 酒	22	2,002	－	－	22	2,002	0	12	－	－	22	1,991	8	－
連 続 式 蒸 留 焼 酎	734	165,077	－	－	734	165,077	61	16,283	－	－	672	148,794	64	1
単 式 蒸 留 焼 酎	277,386	67,483,488	2	189	277,389	67,483,677	984	242,075	0	32	276,405	67,241,569	117,373	1,480
み り ん	86	1,723	－	－	86	1,723	0	1	－	－	86	1,722	62	－
ビ ー ル	104,232	18,865,814			104,232	18,865,814	16,585	3,001,918	－	－	87,648	15,863,895	4,833	24,130
果 実 酒	1,306	122,683	67	5,089	1,373	127,772	760	74,891	－	－	613	52,880	176	3
甘 味 果 実 酒	54	8,820	193	15,431	248	24,251	186	19,329	－	－	61	4,922	1	0
ウ イ ス キ ー	1,880	761,171	473	37,880	2,354	799,051	799	269,883	－	－	1,555	529,169	3,151	164
ブ ラ ン デ ー	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
原 料 用 アル コ ー ル	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
発 泡 酒	80,880	10,872,491			80,880	10,872,491	9,361	1,256,863	－	－	71,518	9,615,629	1,965	5
そ の 他 の 醸 造 酒	5	621	－	－	5	621	－	－	－	－	5	621	－	－
ス ビ リ ッ ツ	412	153,315	25,559	2,044,713	25,970	2,198,027	3,972	337,795	0	1	22,002	1,860,230	5,508	81
リ キ ュ ー ル	2,106	414,841	17,208	1,376,658	19,314	1,791,495	3,725	382,821	0	0	15,589	1,408,674	3,555	372
粉 末 酒 ・ 雑 酒	891	18,663	－	－	891	18,663	3	51	－	－	889	18,613	642	10
軽 減 額	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	△ 839,378	－	－
合 計	472,904	99,172,848	43,508	3,480,362	516,414	102,653,210	36,526	5,624,539	0	33	479,881	96,189,264	238,238	26,496

調査期間等：令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に製造場から移出された酒類等について、令和7年4月30日までの申告又は処理による課税実績を示したものである。

用語の説明：「未納税移出」とは、製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいい、「輸出免税」とは、輸出する目的で酒類を製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。

「軽減額」とは、所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）（以下「令和5年改正法」という。）による改正後の租税特別措置法第87条（以下「措置法」という。）の規定による軽減額であり、令和5年改正法附則第54条、第55条又は第63条の規定による軽減額は、各品目の税額に含んでいる。

(注) 1 「特例税率適用」欄は、各品目（ビール及び発泡酒を除く。）でその他の発泡性酒類（発泡性があり、かつ、アルコール分が10度未満であるもの）になるものを示す。
2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者がその製造場から移出した酒類を、当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。
3 税関分は含まない。

(2) 課税状況の累年比較

年 度	清 酒		合成清酒		焼 酎		ビ ー ル		そ の 他		計	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円	kL	千円
令 和 2 年 度	X	X	41	3,684	317,795	76,564,897	50,474	10,589,582	X	X	473,672	96,953,861
令 和 3 年 度	X	X	43	3,876	307,165	74,008,267	52,488	10,490,960	X	X	451,183	94,059,337
令 和 4 年 度	X	X	50	4,549	310,117	74,679,883	67,283	13,446,544	X	X	484,088	99,236,730
令 和 5 年 度	X	X	49	4,480	282,826	68,156,572	78,074	14,827,112	X	X	481,801	96,289,678
令 和 6 年 度	X	X	22	1,991	277,077	67,390,363	87,648	15,863,895	X	X	479,881	96,189,264

(注) 1 「焼酎」の計数は連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

2 令和6年度の各品目の税額について、令和5年改正法による措置法第87条の規定の適用を受ける酒類は、同法第87条の規定の適用を受けないものとして算出した金額を基にしたものであり、令和6年度の「計」の税額については、同法第87条の規定を適用(839,378千円)した金額である。

(3) 都道府県別課税状況

県 名	清 酒		合 成 清 酒		連 続 式 蒸 留 焼 酎		単 式 蒸 留 焼 酎		み り ん		ビ ー ル		県 名
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
熊 本 県 計	kL 1,008	千円 100,399	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL 11,995	千円 2,976,698	kL X	千円 X	kL 29,915	千円 5,414,641	熊 本 県 計
大 分 県 計	1,631	156,527	-	-	-	-	77,832	18,543,227	-	-	57,458	10,399,786	大 分 県 計
宮 崎 県 計	X	X	-	-	X	X	103,958	25,111,673	X	X	216	38,962	宮 崎 県 計
鹿 児 島 県 計	X	X	X	X	111	18,806	82,620	20,609,971	X	X	59	10,506	鹿 児 島 県 計
総 計	X	X	22	1,991	672	148,794	276,405	67,241,569	86	1,722	87,648	15,863,895	総 計

県 名	果 実 酒		甘 味 果 実 酒		ウ イ ス キ ー		プ ラ ン デ ー		原 料 用 アル コ ー ル		発 泡 酒		県 名
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
熊 本 県 計	kL 287	千円 25,860	kL X	千円 X	kL 1,056	千円 396,467	kL X	千円 X	kL X	千円 X	kL 52,420	千円 7,039,391	熊 本 県 計
大 分 県 計	119	11,355	29	2,356	X	X	X	X	-	-	18,704	2,513,312	大 分 県 計
宮 崎 県 計	200	15,045	X	X	X	X	1	357	X	X	271	42,506	宮 崎 県 計
鹿 児 島 県 計	7	620	0	1	248	106,756	0	54	-	-	123	20,420	鹿 児 島 県 計
総 計	613	52,880	61	4,922	1,555	529,169	X	X	X	X	71,518	9,615,629	総 計

県 名	そ の 他 の 醸 造 酒		ス ピ リ ッ ツ		リ キ ュ ー ル		粉 末 酒 ・ 雑 酒		軽 減 額		合 計		県 名
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
熊 本 県 計	kL 0	千円 37	kL 10,843	千円 908,055	kL 8,466	千円 786,416	kL 697	千円 13,931	kL -	千円 △ 115,277	kL 117,312	千円 17,685,711	熊 本 県 計
大 分 県 計	1	193	10,787	864,580	6,373	524,357	5	948	-	△ 90,567	173,175	32,946,304	大 分 県 計
宮 崎 県 計	4	390	170	27,906	263	29,005	-	-	-	△ 143,116	105,204	25,139,073	宮 崎 県 計
鹿 児 島 県 計	0	1	202	59,689	487	68,896	187	3,734	-	△ 490,418	84,190	20,418,176	鹿 児 島 県 計
総 計	5	621	22,002	1,860,230	15,589	1,408,674	889	18,613	-	△ 839,378	479,881	96,189,264	総 計

8-2 製成数量

(1) 製成数量

区 分	製 成 数 量 等					手持数量 〔 令和7年3月 31日現在 〕
	製 成 ①	アルコール等 混和 ②	焼酎の 品目別アルコール分 等変更 ③	用途変更等 ④	計 〔 ①+②+ ③-④ 〕	
清 酒	kl X	kl /	kl /	kl /	kl X	kl X
	X	X	/	X	X	X
合 成 清 酒	(4)	/	/	/	(4)	(1)
	6	-	/	0	6	1
連 続 式 蒸 留 焼 酎	723	-	18	10	731	152
単 式 蒸 留 焼 酎	217,548	41	299,494	216,460	300,628	276,269
み り ん	X	X	/	X	X	X
ビ ー ル	104,440	-	/	1,252	103,190	4,941
果 実 酒	523	-	/	141	382	902
甘 味 果 実 酒	X	X	/	X	X	X
ウ イ ス キ ー	5,186	10	/	954	4,242	12,023
ブ ラ ン デ ー	4	-	/	4	0	138
発 泡 酒	106,013	-	/	61,408	44,604	3,643
そ の 他 の 醸 造 酒	5	-	/	0	5	0
原 料 用 アル コ ー ル ・ ス ビ リ ッ ツ	8,350	-	/	448	7,899	1,169
リ キ ュ ー ル	9,893	X	/	X	5,353	3,220
粉 末 酒 ・ 雑 酒	945	-	/	6	940	428
合 計	455,846	52	299,510	285,252	470,157	306,548

調査期間等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に製成された酒類について、酒類製造者から申告された「酒類の製成及び移出の数量等申告書」に基づき作成したものである。

- (注) 1 犯則分は含まない。
2 () 書はアルコール分20度に換算した数量を示す。
3 ウイスキー及びブランデーはアルコール分40度に、原料用アルコール及びスピリッツはアルコール分100度にそれぞれ換算したものである。

(2) 製成数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	連続式蒸留 焼 酎	単 式 蒸 留 焼 酎	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒 ・ 甘 味 果 実 酒	ウイスキー・ ブランデー	発 泡 酒	そ の 他 の 醸 造 酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	粉末酒・雑酒	合 計
	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl	kl
令 和 2 年 度	X	40	1,369	313,312	50	49,101	465	X	△ 14,377	△ 6	8,372	78,286	898	441,149
令 和 3 年 度	X	X	1,315	309,999	14	52,225	430	1,387	△ 12,463	5	7,741	68,347	929	431,969
令 和 4 年 度	X	X	1,352	305,942	△ 121	73,725	432	1,934	△ 12,888	5	9,039	74,924	937	457,367
令 和 5 年 度	X	44	1,104	299,021	11	87,055	X	3,215	6,126	△ 16	7,492	55,087	849	462,688
令 和 6 年 度	X	6	731	300,628	X	103,190	X	4,242	44,604	5	7,899	5,353	940	470,157